

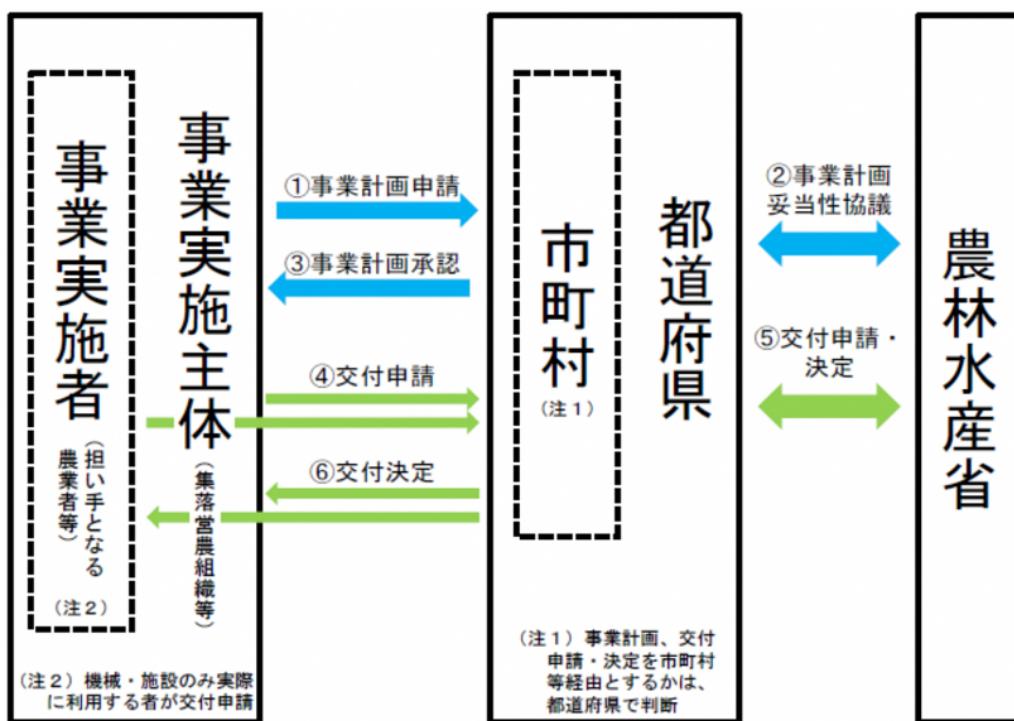
# 麦・大豆生産技術向上事業の概要

## 1 事業趣旨

国産麦・大豆については、堅調な需要がある一方、作柄が天候による影響を受けやすく、供給量や品質が安定していないことから、需要の大宗を輸入で賄う状況が続いています。また、ロシア・ウクライナ情勢を始めとする国際情勢の変化等により、輸入依存度の高い麦・大豆の安定供給に対するニーズが高まっており、食品関係企業において、原料の調達先を外国から国内に見直す動きがみられています。

こうした情勢の変化を踏まえ、本事業では、国産麦・大豆の生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援することにより国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進します。

## 2 事業実施の流れ



## 3 事業の概要

### (1) 事業メニュー

- ア 生産性向上の推進
- イ 新たな営農技術等の導入
- ウ 生産拡大に向けた機械・施設の導入等
- エ 都道府県及び市町村による生産性向上の取組

## (2) 事業実施主体

- ア 生産性向上の推進、新たな営農技術等の導入
  - ① 農業者の組織する団体（受益農業従事者が5名以上）
  - ② 地域農業再生協議会
- イ 生産拡大に向けた機械・施設の導入等
  - ① 農業者の組織する団体（受益農業従事者が5名以上）
  - ② 地域農業再生協議会
  - ③ 都道府県
  - ④ 市町村
  - ⑤ 補助事業者が地方農政局長等と協議して認める団体
- ウ 都道府県及び市町村による生産性向上の取組
  - ① 都道府県
  - ② 市町村

## (3) 対象となるほ場

麦・大豆が作付けされている水田及び畠地

## (4) 対象となる作物

- ・麦（小麦、大麦、はだか麦。種子用を含みます。）
- ・大豆（種子用を含みます。）

## (5) 採択性要件

- ・成果目標の基準を満たしていること。
- ・事業内容が成果目標の達成に結び付くものであること。
- ・「生産性向上の推進」の取組が含まれた事業実施計画となっていること。
- ・麦・大豆国産化プランが策定されていること。

## (6) 麦・大豆国産化プラン

生産者と実需者が計画的かつ一体的に国産麦・大豆の生産・利用拡大に取り組むためのプランです。本対策に取り組む場合は、次の5つの事項を記載した麦・大豆国産化プランを策定し、都道府県知事から承認を受けていただく必要があります。

- ① 麦・大豆生産の現状と課題
- ② 課題解決に向けた取組方針
- ③ 産地と実需者との連携方針
- ④ 麦・大豆の国産化に向けた推進体制
- ⑤ 各関係者の役割

## (7) 目標年度

- ・麦：事業終了年度の翌々々年度
- ・大豆：事業終了年度の翌々年度

## (8) 支援内容の詳細と補助率

### ア 生産性向上の推進（補助率：定額）

事業実施主体が実施する団地化、ブロックローテーション、適正輪作等による生産性向上を推進する際に必要な経費について、実際に要した費用を、上限額の範囲内で支援します。

なお、上限額は事業実施主体の作付面積に応じて、以下のとおり設定しています。

50ha未満	: 100万円
50ha以上～150ha未満	: 200万円
150ha以上	: 300万円

ただし、経営規模が大きい北海道については下記のとおりとします。

100ha未満	: 100万円
100ha以上～300ha未満	: 200万円
300ha以上	: 300万円

生産性向上を推進する際に必要な経費としては、

- ・会議の開催・出席に要する経費
- ・ほ場状況の把握等要する経費（日当、時間外手当、消耗品費等）
- ・団地化に必要なほ場改修・点検に要する経費  
(排水栓の修繕に係る役務費、物材費等。他事業で実施するものを除く。)
- ・試行的団地拡大に要する経費（地代等）
- ・技術習得等の研修に要する経費
- ・衛星写真等の購入に要する経費
- ・農業コンサルタント等への相談に要する経費
- ・団地化地図のデジタル化に要する経費 等を想定しています。

### イ 新たな営農技術等の導入

各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向け、新たな営農技術等を導入する取組に対して支援します。事業実施主体が新規導入する①～⑯の営農技術等について、導入する技術等内容と面積を計画書に明記してください。技術等を新たに導入する面積に対して定額で支援します。複数の営農技術等を選択する場合、支援単価の合計は10,000円/10a（大豆極多収品種の種子に係る取組にあっては、20,000円/10a以内）を上限とします。また、助成単価は、その取組に対応する助成単価以内かつ500円単位で調整することができます。

なお、技術導入に当たっては、農研機構による『診断に基づく栽培改善技術導入支援マニュアル』等により、圃場条件に適した技術を選択するなど、試験研究機関等の適切な指導に基づき行ってください。

- ① **排水対策技術の導入**（補助率：定額（2,000 円/10a））  
※最大2つまで選択することができます。（2,000 円/10a）×2  
弾丸暗渠施工、心土破碎、深耕の実施による透排水性の改善。
- ② **高度排水対策技術の導入**（補助率：定額（3,000 円/10a））  
無材穿孔暗渠または有材補助暗渠の施工による透排水性の改善。
- ③ **効率的播種技術の導入**（補助率：定額（5,000 円/10a））  
省力化等による生産性向上に向け、耕うん同時畝立て播種、小明渠浅耕播種、狭畦密植栽培による播種作業の改善。
- ④ **先進技術の導入**（補助率：定額（10,000 円/10a））  
高速畝立て播種技術又はカットブレーカーによる幅広型心土破碎の実施。
- ⑤ **土壤診断に基づく土づくり**（補助率：定額（3,000 円/10a））  
土壤診断を行い、ほ場の状況に応じた有機物資材や酸度矯正資材等の施用。
- ⑥ **麦種に応じた最適な施肥の実施**（補助率：定額（3,000 円/10a 又は 6,000 円/10a<sup>※</sup>））  
麦の品質・生産性向上のため、麦種に応じ施肥配分や施肥方法を見直す。  
※実需者の求める高品質な小麦生産に取り組む場合
- ⑦-1 **需要に応じた品種転換**（補助率：定額（7,500 円/10a））  
実需者と播種前契約を結んだ上で、需要のある品種、収量性・加工適性に優れる品種への転換。
- ⑦-2 **大豆極多収品種の導入**（一般栽培 10,000 円/10a、種子生産 20,000 円/10a）  
大豆極多収品種の導入・転換に取り組む。
- ⑧ **化学肥料の低減**（補助率：定額（1,000 円/10a））  
化学肥料の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上低減。
- ⑨ **化学農薬の低減**（補助率：定額（1,000 円/10a））  
化学農薬の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上低減。
- ⑩ **スマート農業技術を活用した生産の高度化・省力化**（補助率：定額（5,000 円/10a））  
ドローンによる農薬・肥料散布、収量コンバインによる収穫、自動操舵トラクターと連動した高精度播種、センシングに基づく可変施肥または営農管理システムの活用による生産の高度化・省力化。
- ⑪ **麦・大豆の新規作付け**（補助率：定額（7,500 円/10a））  
麦・大豆の国産化に向けて、新たに麦・大豆の生産に取り組む。
- ⑫ **複数年契約の導入**（補助率：定額（1,500 円/10a））  
播種前に実需者等と複数年の売買契約を締結し、安定した供給体制を構築。
- ⑬ **農地の均平化**（補助率：定額（5,000 円/10a））  
レーザーレベラーや GPS レベラー等を用いて農地の均平化を実施。
- ⑭ **地域特認技術**（補助率：定額（都道府県で設定））  
地域の環境や農業の実態等を踏まえ設定した営農技術の導入。

※①、③及び⑩については、都道府県の研究機関等が開発した技術のうち、効果が論文等で明確となっているとともに、都道府県において普及すべき技術として位置付けられている技術については、対象とすることができます。

## ウ 生産拡大に向けた機械・施設の導入等（補助率：1／2以内）

麦・大豆の生産拡大や成果目標の達成のために必要な以下の機械・施設の導入、リース導入、改良を支援します。補助対象となる機械等は50万円以上5,000万円未満とします。ただし、ほ場で利用する農業機械の導入に限り、事業費の上限なく、導入する機械ごとに5,000万円未満の補助金を交付することができます。なお、5,000万円以上の農業機械の導入に係る補助金の上限は、当該機械ごとの受益面積1haにつき37.5万円とします。また、リース導入の場合、リース期間は2年以上で法定耐用年数以内の物のみ対象とします。

- ① 麦・大豆生産の生産性の向上のために必要な機械・施設の導入等

例：ブロードキャスター、サブソイラー、ボトムプラウ等

- ② 麦・大豆の生産効率化に必要な機械・施設の導入等

例：高速播種機、農業用ドローン、コンバイン、乾燥調製施設（乾燥機、色彩選別機）等

- ③ 上記作業機械を牽引するために必要なトラクターの導入等

## エ 都道府県及び市町村による生産性向上の取組（補助率：1／2以内）

都道府県・市町村において、本事業を実施するために必要な会議・研修会の開催、技術指導マニュアルの作成、実需者との意見交換会等に係る経費について支援します。

なお、各都道府県における事業費は、「新たな営農技術等の導入」の事業費の10%以内とします。

## 5 採択

### ○ 成果目標の選択

#### ・麦・大豆

区分A－1から成果目標を1つ選択してください。「生産拡大に向けた機械・施設の導入等」にも取り組む場合、区分A－1とA－2から成果目標を1つずつ選択してください。また、区分B－1及びB－2に該当する項目がある場合、そのポイントを加算できます。

#### ・麦・大豆の種子

成果目標を1つ選択してください。麦と大豆の両方で取り組む場合は、それぞれで成果目標ポイントを算出し平均します。

※複数品目を対象として事業を実施する場合、各品目のポイントを平均して事業実施計画のポイントを算出します。

※水田と畑地の両方で対象作物を作付けしている場合、作付割合の高い農地の成果目標を選択してください。

## ○ 採択基準

- ・ポイントの高い事業実施主体から順に採択します。同ポイントの場合は事業費の低い方を優先的に採択します。
- ・水田・畑地のそれぞれに対し、予算配分の優先枠（各15億円）を設定しています。
- ・「都道府県及び市町村による生産性向上の取組」については、都道府県・市町村内の事業実施計画の採択結果や申請状況に応じて配分します。

### (1) 水田

ア 小麦、大麦・はだか麦

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに5,000万円以上の機械を導入する場合
A - 1	① 作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。	作付面積が現状より3%以上増加。
		10%以上・・・・・・10ポイント	11%以上・・・・・・10ポイント
		8%以上・・・・・・8ポイント	9%以上・・・・・・8ポイント
		6%以上・・・・・・6ポイント	7%以上・・・・・・6ポイント
		4%以上・・・・・・4ポイント	5%以上・・・・・・4ポイント
		2%以上・・・・・・2ポイント	3%以上・・・・・・2ポイント
	② 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。
		10ポイント以上・・・10ポイント	11ポイント以上・・・10ポイント
		8ポイント以上・・・8ポイント	9ポイント以上・・・8ポイント
	③ 生産コストの削減	6ポイント以上・・・6ポイント	7ポイント以上・・・6ポイント
		4ポイント以上・・・4ポイント	5ポイント以上・・・4ポイント
		2ポイント以上・・・2ポイント	3ポイント以上・・・2ポイント
		10a又は60kg当たり生産コスト（物貲費）を現状より2%以上削減。	10a又は60kg当たり生産コスト（物貯費）を現状より2%以上削減。
		10%以上・・・・・・10ポイント	10%以上・・・・・・10ポイント
		8%以上・・・・・・8ポイント	8%以上・・・・・・8ポイント
	④ 団地化率の向上	6%以上・・・・・・6ポイント	6%以上・・・・・・6ポイント
		4%以上・・・・・・4ポイント	4%以上・・・・・・4ポイント
		2%以上・・・・・・2ポイント	2%以上・・・・・・2ポイント
		団地化率が現状より2ポイント以上増加。	団地化率が現状より3ポイント以上増加。
		10ポイント以上・・・10ポイント	11ポイント以上・・・10ポイント
		8ポイント以上・・・8ポイント	9ポイント以上・・・8ポイント

	⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可)	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より2ポイント以上増加。 6ポイント以上・・・10ポイント 5ポイント以上・・・8ポイント 4ポイント以上・・・6ポイント 3ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント
	⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント
	⑦ 需要に応じた品種導入 (実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント
	⑧ 労働時間の削減	10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
B-1 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合 ② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合 ③ 赤かび病防除を適期に2回以上行う場合 ④ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合 ⑤ 水稲裏作として小麦の作付面積を拡大する場合	・・・2ポイント ・・・2ポイント ・・・2ポイント ・・・2ポイント ・・・2ポイント	
B-2 加算	以下から1つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 以下のいずれかに該当する場合 ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）	・・・2ポイント	

に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合

(ア) みどり法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画

(イ) みどり法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画

イ 事業実施地域がみどり法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合

② 以下のいずれかに該当する場合 ・・・ 2 ポイント

ア 事業実施地域に含まれる市町村において、みどり法第 31 条に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合

イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組が農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 19 条に基づき策定された地域計画（以下「地域計画」という。）に記載されている場合

③ 事業実施主体の構成員が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下「スマート農業促進法」という。）第 7 条第 1 項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 ・・・ 2 ポイント

④ 事業実施地域の全部又は一部において、将来像が明確化された地域計画（地域計画のうち、次のア及びイの要件を満たすものをいう。以下同じ。）が策定されている場合。なお、1 つの地域計画が複数の目標地図（基盤強化法第 19 条第 3 項に基づく地図をいう。以下同じ。）を含む場合にあっても、要件に適合するか否かの判断は当該地域計画を単位として判断するものとする。

ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村をいう。）及び令和 6 年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実施する事業が、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）2 の（1）の実質化された人・農地プランをいう。以下同じ。）の対象地域内で行われる場合についてもポイントを加算することができるものとする。

ア 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）

について、次に掲げる基準を全て満たすこと。

(ア) 目標集積率が、「現状の集積率」（以下「現状集積率」という。）を下回らないこと。

(イ) 目標集積率が 8 割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型（農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を

	<p><u>単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状集積率が5割未満の場合にあっては、6割以上であること</li> <li>・現状集積率が5割以上6割未満の場合にあっては、現状集積率から10ポイント以上増加すること</li> <li>・現状集積率が6割以上の場合にあっては、6割以上であること</li> </ul> <p><u>イ 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合</u></p> <p><u>地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。</u></p> <p>(ア) 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること</p> <p>(イ) 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること</p> <p>・・・2ポイント</p>
--	---

## イ 大豆

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに5,000万円以上の機械を導入する場合
A - 1	① 作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	作付面積が現状より3%以上増加。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
	② 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント

	③ 生産コストの削減	<p>10a又は60kg当たり生産コスト（物貯費）を現状より2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>10a又は60kg当たり生産コスト（物貯費）を現状より2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>
A-2	④ 団地化率の向上	<p>団地化率が現状より2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>団地化率が現状より3ポイント以上増加。</p> <p>11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント</p>
	⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可)	<p>作付面積に占める団地化面積の割合が現状より1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>作付面積に占める団地化面積の割合が現状より2ポイント以上増加。</p> <p>6ポイント以上・・・10ポイント 5ポイント以上・・・8ポイント 4ポイント以上・・・6ポイント 3ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント</p>
	⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。</p> <p>55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント</p>
	⑦ 需要に応じた品種導入 (実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。</p> <p>22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>

	⑧ 労働時間の削減	10a当たり労働時間を現状より2 %以上削減。 10%以上・・・・・10ポイント 8 %以上・・・・・8 ポイント 6 %以上・・・・・6 ポイント 4 %以上・・・・・4 ポイント 2 %以上・・・・・2 ポイント	10a当たり労働時間を現状より3 %以上削減。 11%以上・・・・・10ポイント 9 %以上・・・・・8 ポイント 7 %以上・・・・・6 ポイント 5 %以上・・・・・4 ポイント 3 %以上・・・・・2 ポイント
B - 1 加算		以下から最大 2 つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合 ② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合 ③ 3 年以上の複数年契約を締結する場合 ④ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合 ⑤ フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合	・・・・2 ポイント ・・・・2 ポイント ・・・・2 ポイント ・・・・2 ポイント ・・・・2 ポイント
B - 2 加算		以下から 1 つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 以下のいずれかに該当する場合 ア 事業実施主体の構成員が、みどり法に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 (ア) みどり法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 (イ) みどり法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域がみどり法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 ② 以下のいずれかに該当する場合 ア 事業実施地域に含まれる市町村において、みどり法第 31 条に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合 イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組が地域計画に記載されている場合 ③ 事業実施主体の構成員が、スマート農業促進法第 7 条第 1 項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 ・・・・2 ポイント ④ 事業実施地域の全部又は一部において、 <u>将来像が明確化された地域計画が策定されている場合。なお、1 つの地域計画が複数の目標地図を含む場合にあっても、要件に適合するか否かの判断は当該地域計画を単位として判断するものとする。</u> ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和 6 年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実施する事業が、実質化された人・農地プランの対象地域内で行われる場合についてもポイントを加算することができるものとする。 ・・・・2 ポイント	・・・・2 ポイント ・・・・2 ポイント ・・・・2 ポイント ・・・・2 ポイント ・・・・2 ポイント ・・・・2 ポイント ・・・・2 ポイント ・・・・2 ポイント ・・・・2 ポイント ・・・・2 ポイント

## (2) 畑地

### ア 小麦、大麦・はだか麦

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに5,000万円以上の機械を導入する場合
A－1	① 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
		10a又は60kg当たり物貯費を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり物貯費を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
		スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント
		作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント
		10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント	10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント
	③ スマート農業技術の導入割合の増加  ④ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)	10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント	10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント
		10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント	10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント

	4 %以上・・・・・・4 ポイント 2 %以上・・・・・・2 ポイント	5 %以上・・・・・・4 ポイント 3 %以上・・・・・・2 ポイント
B-1 加算	以下から最大 2 つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合 ・・・ 2 ポイント ② 赤かび病防除を適期に 2 回以上行う場合 ・・・ 2 ポイント ③ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合 ・・・ 2 ポイント ④ 小麦の生産に新規で取り組む場合 ・・・ 2 ポイント	
B-2 加算	以下から 1 つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 以下のいずれかに該当する場合 ・・・ 2 ポイント ア 事業実施主体の構成員が、みどり法に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 (ア) みどり法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 (イ) みどり法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域がみどり法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 ② 以下のいずれかに該当する場合 ・・・ 2 ポイント ア 事業実施地域に含まれる市町村において、みどり法第 31 条に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合 イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組が地域計画に記載されている場合 ③ 事業実施主体の構成員が、スマート農業促進法第 7 条第 1 項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 ・・・ 2 ポイント ④ 事業実施地域の全部又は一部において、 <u>将来像が明確化された地域計画が策定されている場合。なお、1つの地域計画が複数の目標地図を含む場合にあっても、要件に適合するか否かの判断は当該地域計画を単位として判断するものとする。</u> ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村をいう。）及び令和 6 年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実施する事業が、実質化された人・農地プランの対象地域内で行われる場合についてもポイントを加算することができるものとする。 ・・・ 2 ポイント	

イ 大豆

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに5,000万円以上の機械を導入する場合
A－1	① 作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。	作付面積が現状より3%以上増加。
		10%以上・・・・・・10ポイント	11%以上・・・・・・10ポイント
		8%以上・・・・・・8ポイント	9%以上・・・・・・8ポイント
		6%以上・・・・・・6ポイント	7%以上・・・・・・6ポイント
		4%以上・・・・・・4ポイント	5%以上・・・・・・4ポイント
		2%以上・・・・・・2ポイント	3%以上・・・・・・2ポイント
	② 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。
		10ポイント以上・・・10ポイント	11ポイント以上・・・10ポイント
		8ポイント以上・・・8ポイント	9ポイント以上・・・8ポイント
A－2	③ 生産コストの削減	10a又は60kg当たり物貯費を現状より2%以上削減。	10a又は60kg当たり物貯費を現状より2%以上削減。
		10%以上・・・・・・10ポイント	10%以上・・・・・・10ポイント
		8%以上・・・・・・8ポイント	8%以上・・・・・・8ポイント
		6%以上・・・・・・6ポイント	6%以上・・・・・・6ポイント
		4%以上・・・・・・4ポイント	4%以上・・・・・・4ポイント
		2%以上・・・・・・2ポイント	2%以上・・・・・・2ポイント
	④ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。
		50ポイント以上・・・10ポイント	55ポイント以上・・・10ポイント
		40ポイント以上・・・8ポイント	44ポイント以上・・・8ポイント
	⑤ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)	30ポイント以上・・・6ポイント	33ポイント以上・・・6ポイント
		20ポイント以上・・・4ポイント	22ポイント以上・・・4ポイント
		10ポイント以上・・・2ポイント	11ポイント以上・・・2ポイント
		作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。
		20ポイント以上・・・10ポイント	22ポイント以上・・・10ポイント
		16ポイント以上・・・8ポイント	18ポイント以上・・・8ポイント

	⑥ 労働時間の削減	10a当たり労働時間を現状より2 %以上削減。 10%以上・・・・・10ポイント 8 %以上・・・・・8 ポイント 6 %以上・・・・・6 ポイント 4 %以上・・・・・4 ポイント 2 %以上・・・・・2 ポイント	10a当たり労働時間を現状より3 %以上削減。 11%以上・・・・・10ポイント 9 %以上・・・・・8 ポイント 7 %以上・・・・・6 ポイント 5 %以上・・・・・4 ポイント 3 %以上・・・・・2 ポイント
B - 1 加算		以下から最大 2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合 ② 3年以上の複数年契約を締結する場合 ③ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合 ④ フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合	・・・ 2 ポイント ・・・ 2 ポイント ・・・ 2 ポイント ・・・ 2 ポイント
B- 2 加算		以下から 1つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 以下のいずれかに該当する場合 ア 事業実施主体の構成員が、みどり法に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 （ア）みどり法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 （イ）みどり法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域がみどり法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 ② 以下のいずれかに該当する場合 ア 事業実施地域に含まれる市町村において、みどり法第 31 条に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合 イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組が地域計画に記載されている場合 ③ 事業実施主体の構成員が、スマート農業促進法第 7 条第 1 項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 ④ 事業実施地域の全部又は一部において、 <u>将来像が明確化された地域計画が策定されている場合。なお、1つの地域計画が複数の目標地図を含む場合にあっても、要件に適合するか否かの判断は当該地域計画を単位として判断するものとする。</u> ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和 6 年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実施する事業が、実質化された人・農地プランの対象地域内で行われる場合についてもポイントを加算することができるものとする。	・・・ 2 ポイント ・・・ 2 ポイント ・・・ 2 ポイント ・・・ 2 ポイント ・・・ 2 ポイント ・・・ 2 ポイント

### (3) 麦・大豆の種子

成果目標	成果目標の基準及びポイント
① 種子生産は場の集約化	集約面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・・・・15ポイント 8%以上・・・・・・12ポイント 6%以上・・・・・・9ポイント 4%以上・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・3ポイント
② 種子の合格率の向上	種子の合格率を現状（直近5中3）の値と比べて2ポイント以上向上。 10ポイント以上又は合格率が100%・・・・・・15ポイント 8ポイント以上・・・・・・12ポイント 6ポイント以上・・・・・・9ポイント 4ポイント以上・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・3ポイント
③ 種子の生産面積の拡大	種子の生産面積が2%以上増加。 10%以上・・・・・・15ポイント 8%以上・・・・・・12ポイント 6%以上・・・・・・9ポイント 4%以上・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・3ポイント
④ 種子更新率の向上	種子の更新率を現状（直近5中3）の値と比べて1ポイント以上向上。 5ポイント以上又は更新率が100%・・・・・・15ポイント 4ポイント以上・・・・・・12ポイント 3ポイント以上・・・・・・9ポイント 2ポイント以上・・・・・・6ポイント 1ポイント以上・・・・・・3ポイント
⑤ 災害対策用種子の備蓄割合の増加	災害対策用種子の備蓄割合が現状（直近5中3）より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・15ポイント 8ポイント以上・・・・・・12ポイント 6ポイント以上・・・・・・9ポイント 4ポイント以上・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・3ポイント
⑥ 他の都道府県へ供給する種子の作付割合の増加	他の都道府県へ供給する種子の作付割合を現状（直近5中3）の値と比べて1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・15ポイント 4ポイント以上・・・・・・12ポイント 3ポイント以上・・・・・・9ポイント 2ポイント以上・・・・・・6ポイント 1ポイント以上・・・・・・3ポイント

⑦ 大豆極多収品種の種子の単収の増加	大豆の地域平均と比較した単収が現状より 5 ポイント以上増加。 25 ポイント以上・・・10 ポイント 20 ポイント以上・・・8 ポイント 15 ポイント以上・・・6 ポイント 10 ポイント以上・・・4 ポイント 5 ポイント以上・・・2 ポイント
--------------------	---

## 6 問合せ先

問い合わせ先	管轄する都道府県	電話番号
農林水産省 穀物課	－	03-6744-2108
北海道農政事務所 生産支援課	北海道	011-330-8807
東北農政局 生産振興課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	022-221-6169
関東農政局 生産振興課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	048-740-0409
北陸農政局 生産振興課	新潟、富山、石川、福井	076-232-4302
東海農政局 生産振興課	岐阜、愛知、三重	052-223-4622
近畿農政局 生産振興課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	075-414-9020
中国四国農政局 生産振興課	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	086-224-9411
九州農政局 生産振興課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	096-300-6222
沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄	098-866-1653